

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社Y支店（以下「会社」という。）に雇用され、経理関係の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に出社しなかったことから、同僚が被災者自宅アパートを訪問したところ、自室で縊死（自殺）しているところを発見され、死亡推定日は同月〇日とされた。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害について

地方労災医員協議会精神障害等専門部会作成の意見書（以下「専門部会意見書」という。）によれば、被災者は平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したとされており、関係医証、本件事実の経過等に照らし、当審査会としても、上記専門部会意見書の判断を妥当なものと判断する。

(2) 認定基準について

心理的負荷による精神障害等の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その内容については、決定書別添のとおり。）を策定している。認定基準については、当審査会としても妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討することとするが、被災者に生じた業務上の出来事を認定基準の別表1の「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に当てはめると、「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他業務上の出来事の心理的負荷について検討する。

(3) 業務上の出来事の心理的負荷の評価について

ア 本件精神障害発病前おおむね6か月の間（以下「対象期間」という。）に、被災者に生じた業務上の出来事を認定基準別表1に基づいて検討すると、次のとおりである。

(ア) 上司等から日常的にひどい嫌がらせ、いじめを受けた旨の主張について
請求人ら及びDは、被災者は上司から日常的に嫌がらせ、いじめを受け、

職場からも仲間外れにされた旨申し立てているが、当審査会において関係資料を精査するも、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当する事実は確認できなかった。

(イ) 上司から、厳しい叱責等のパワハラを受けたとの主張について

上記(ア)のほか、請求人らは、被災者が上司から厳しい叱責等のパワハラを受けた旨申し立てていることから、当審査会では、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)への該当性についても検討したが、被災者が上司等から受けた業務指導の内容、態様は、通常の業務指導の範囲を出るものとは認められない。

したがって、当審査会としても、心理的な負荷の強度は「弱」であると判断する。

(ウ) 過大な業務責任を負わされていた及び現金の帳尻を合わせるために被災者が自腹を切っていたとの主張について

請求人らは、被災者が過大な業務責任を負わされていたと主張する。しかし、被災者の業務は経理的な責任を負うものとは言い難く、業務量としても長時間の時間外労働を行った事実は認められず、むしろ経理事務の経験があった派遣社員を補助として付ける等の業務軽減の配慮があったことが認められる。したがって、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)等を類推するとしても、心理的な負荷の強度は「弱」程度であると判断する。

また、請求人らは、被災者が現金の帳尻を合わせるため自腹を切っていたと申し立てているが、そのような事実は確認できない。

(エ) 公休日の電話対応で拘束されていたとの主張について

請求人らは、被災者が公休日の電話対応で拘束されていたと主張するが、E店長やF係長は、本人しかわからないことが発生した場合に照会することはあるが、休日には原則として電話をしない旨申述し、事務補助のGも休日に業務上の電話をすることはほとんどないと申述しており、当審査会としても、公休日も拘束されている状態であったとは認められないと判断するもので、心理的負荷を評価すべき出来事があったとは認め難い。

なお、請求人らが提出した被災者のスマートフォンの着信履歴等によれば、被災者の公休日である平成〇年〇月〇日及び被災者が無断欠勤をした同月〇日以降、E店長やF係長らから、被災者に度々着信があったことが認められる。しかしながら、平成〇年〇月〇日には、被災者が扱った荷物の所在が不明の状態になっており、このことは、Gによれば「宅配業としてはあり得ない、信じられないこと」であって、その後の被災者の無断欠勤と併せ、被災者の電話に多数の着信があったことについては、相応の理由があったものと言わざるを得ない。また、着信に対して、被災者は必ずしも即座に応答せず、即刻出勤するなどの対応をとっていないのであるから、被災者が休日も拘束された状態であったとも認め難い。

イ 出来事が複数ある場合の全体評価

対象期間内に被災者に生じた業務上の出来事について認定基準別表1を当てはめると、上記アの(イ)及び(ウ)のとおり、心理的負荷の強度を「弱」程度とすべき出来事が複数認められるが、各出来事が関連して生じている出来事であるとして全体を評価しても、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

ウ 対象期間外の出来事について

請求人らは、上記アの(エ)の荷物の受付ミスにより被災者に多数の電話がかかったことが発病の原因の一つである旨、また、被災者は責任を追及されたものと思われる旨主張する。

しかしながら、上記アの(エ)の被災者の荷物の受付ミスに起因する出来事は、発病後の出来事と言わざるを得ないが、当審査会において関係者の申述を見ても、上司等から通常の業務指導の範囲を超えるような叱責を受けた事実は認められず、処分も行われていない。以上のとおりであるから、発病した精神障害を、自然経過を超えて著しく悪化させるような特別な出来事があったとは認め難い。

その他、発病後の出来事として特に考慮すべき事実は認められない。

(4) 業務以外の要因について

対象期間内に起きた業務以外の出来事としては、消費者金融からの〇万円の借金及びアパート代の〇か月分程度の滞納があり、このことは、認定基準の別表2の「業務以外の心理的負荷評価表」の出来事の類型「③金銭関係」、具体的

出来事「消費者ローンを借りた」に該当する(平均的心理的負荷の強度は「I」)。

なお、個体側要因は認められない。

(5) 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとする監督署長の判断を、当審査会としても妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。